

串間市淡水漁業協同組合内共第19号 第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、串間市淡水漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第19号第5種共同漁業権に係る漁場（以下、「漁場」という。）区域において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、うなぎ、やまめ、もくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、採捕した魚の所持又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
やまめ	大矢取川赤池の滝上流より標高352m地点にある堰堤（都城市）までの区間	3月1日から 9月30日まで

(漁具・漁法の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
一本釣	1本(但し、うなぎの採捕については3本まで)
延 縄	針数100本以内
投 網	15cmにつき10節以下の太目の網、長さ3m以内、1統以内
筒 漬	縄の長さが100m以内
柴 漬	15束以内

漁具・漁法	規 模
たも網	15cmにつき10節以下の太目の網、1統以内
刺網	網の長さが30m以内
かに籠	3個以内

(遊漁期間)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	内水面漁場計画の漁業時期に定める期間内で、 組合が定めて公表する期間
う な ぎ	
や ま め	
もくずがに	

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する鑑札販売所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第6条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
大矢取川上流の標高352m地点にある堰堤（都城市）より上流の1.5kmの区間	1月1日から12月31日まで

(全長の制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
う な ぎ	25 cm
や ま め	15 cm
もくずがに	5 cm（甲長・甲幅）

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児、小学生のときは無料、中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

魚種	漁法	遊魚料			
		1日	500円	1年	2,000円
あゆ	一本釣	1日	500円	1年	2,000円
	鮎掛	〃	500円	〃	2,000円
	金突	〃	500円	〃	2,000円
	投網	〃	500円	〃	3,000円
	たも網	〃	500円	〃	2,000円
	刺網	〃	500円	〃	5,000円
うなぎ	一本釣	〃	500円	〃	2,000円
	筒漬	〃	500円	〃	4,000円
	穴釣	〃	500円	〃	2,000円
	金突	〃	500円	〃	2,000円
	延縄	〃	500円	〃	2,000円
	柴漬	〃	500円	〃	2,000円
やまめ	一本釣	〃	500円	〃	2,000円
もくずがに	かに籠	〃	500円	〃	4,000円

2 遊漁料は、組合事務所、組合が指定する場所又はオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 漁法
- (4) 注意事項
- (5) その他参考となるべき事項
- (6) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

- 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- （1）氏名
- （2）有効期間
- （3）注意事項
- （4）発行者名

（違反者に対する処置）

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附 則

1. この規則は令和5年9月1日から施行する。
ただし、遊漁料の額については、令和6年4月1日から適用し、それまでは従前の額とする。
2. この規則の施行前に内共第19号第5種共同漁業権遊漁規則により交付した遊漁承認証は、この承認期間中は有効なものとする。